

上田市議会新型コロナウイルス感染症に係る対応要領

令和2年5月7日

会派代表者会

(趣旨・目的)

第1条 国の緊急事態宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生段階に応じた上田市議会及び上田市議会議員の対応等の要領を定め、感染防止の強化と議会運営の維持を図る。

(会議の設置)

第2条 上田市議会議長は、議会内の対応策の協議または調整を行うため上田市議会新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「議会感染症対策会議」という。）を設置する。

(組織)

第3条 議会感染症対策会議は、議長、副議長、会派代表者をもって構成する。

2 議長は、議会感染症対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等あるときは、その職務を代理する。

4 会派代表者は、議長及び副議長を補佐する。

5 議長及び副議長が罹患した場合等で議会感染症対策会議の事務を総括できなくなった場合の代行者は次のとおりとする。

(通常時)	代替者(第1順位)	代替者(第2順位)	代替者(第3順位)
議長	副議長	大会派1番代表者	大会派2番代表者
副議長	大会派1番代表者	大会派2番代表者	大会派3番代表者

※会派所属議員数が同数の場合は、最年長の代表者とする。

(会議の任務)

第4条 議会感染症対策会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会内の感染防止に関すること

(2) 議会運営（本会議、委員会等）に関すること

(3) 議員の感染状況の把握に関すること

(4) 議員の感染者発生時の対応に関すること

(5) 情報公開に関すること

(6) 新型コロナウイルス感染症上田市対策本部（以下「市対策本部」という。）との連絡調整及び感染症対策情報に関すること

(7) 議会事務局体制に関すること

(8) その他目的を達成するために必要なこと

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自らの感染防止に関すること

(2) 自らが発症した疑いがある場合の対応に関すること

(3) 自らの発症が明らかになった場合の対応に関すること

(4) 自らが濃厚接触者になった場合の対応に関すること

(5) 情報の入手・発信に関すること

(行動計画)

第6条 会議の任務及び議員の対応に関する行動計画は別に定める。

(緊急時における処置)

第7条 議長は、議会内の感染者発生などの場合において緊急の必要があるときは、議会感染症対策会議を開かずに機宜の処置をとることができる。ただし、実施後は遅滞なく議会感染症対策会議に報告しなければならない。

(議会事務局の対応)

第8条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局は、議長の命を受け、本事務に当たる。
- (2) 事務局職員は、上田市業務継続計画(BCP)(新型コロナウイルス感染症対応編)に基づき対応する。

附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

上田市議会新型コロナウイルス感染症に係る対応要領に基づく行動計画

1 議会の対応

- (1) 議会内の感染防止に関すること
 - ・感染予防対策の実践を求める。
 - ・行政視察、懇親会等は当面の間行わない。
 - ・議員クラブ会における事業（懇親会等）は当面の間行わない。
 - ・行政視察の受け入れは、当面の間行わない。
- (2) 議会運営（本会議、委員会等）に関すること
 - ・議員及び市執行部職員の感染防止に配慮する。
 - ・市執行部が感染症の対応・対策に専念できるよう配慮する。
 - ・細部の運用は議会運営委員会の取り決めによる。
- (3) 議員の感染状況の把握に関すること
 - ・議員の感染状況の把握に努め、感染が明らかになったときは連絡体制を確立する。
- (4) 議員の感染者発生時の対応に関すること
 - ・議員の感染症の発症が明らかになった場合は、議場等の入場確認を行い、入場があった場合は、行政管理課と連携し保健所の意見を踏まえつつ、必要な消毒を行う。
 - ・議員の感染症の発症が明らかになった場合は、議長は全議員へ周知する。
- (5) 情報公開に関すること
 - ・市対策本部及び長野県（保健所）との調整の上、議員の感染状況を市登録の配信報道機関にプレスリリースする。
- (6) 市対策本部との連絡調整及び感染症対策情報に関すること
 - ・事務局長は、市対策本部の会議等に出席し連絡調整を行うとともに、必要に応じて議会内で情報共有する。
 - ・市執行部が感染症の対応・対策に支障をきたすことのないよう議長において感染症対策情報の入手・発出を一元化する。
 - ・感染症対策情報の収集または市執行部に対する要望・提言については、常任委員長、会派代表者から議長へ申し出し、議長は整理のうえ速やかに市長に対し行う。
- (7) 議会事務局体制に関すること
 - ・議会事務局職員の感染状況を把握し、感染が明らかになったときは、市対策本部と調整のうえ対処する。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと
 - ・その他目的を達成するため必要なことは、議長が定める。

2 議員の対応

- (1) 自らの感染防止に関すること
 - ・感染予防対策を実践する。
- (2) 自らが発症した疑いがある場合の対応に関すること
 - ・会議出席を控え、議長（議会事務局）へ連絡を行い、療養に専念する。
※「発症した疑い」… 発熱や咳・くしゃみ等の症状がある場合
- (3) 自らの発症が明らかになった場合の対応に関すること
 - ・議長（議会事務局）に報告し、連絡体制を確立すること。

(4) 自らが濃厚接触者になった場合の対応に関すること

- ・感染者との最終接触時から14日間の会議出席を停止する。
- ・保健所の指示に従い自己の健康状態を把握するとともに、定期的に電子メール等で議長（議会事務局）へ報告する。
- ・濃厚接触者で発症せず14日間が経過し、検査の結果「陰性」が確認され若しくは医師等から感染の可能性がないと判断された場合は議長（議会事務局）に報告し、議長の承認を得て会議への出席を再開する。

(5) 情報の入手・発信に関すること

- ・公の関係機関の感染症情報により適切な情報発信に努めること。特に SNS 等で情報発信する際は、他者に不利益や誤解を招くことのないよう細心の注意を払うこと。
- ・市執行部が当面の対応・対策に支障をきたすことのないよう配慮する。